

## 学校のいじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、心身及び人格の形成に重大な影響を与える、その後の人生を大きく変えてしまう恐れがある。そこで、本校では全ての児童生徒が安心してのびのびと学校生活が送れるように、『田鶴浜小学校いじめ防止基本方針』を定める。一部の教職員に偏らず、実効的に取り組むために「いじめ問題対策チーム」を設置し、いじめの「未然防止」を図りながら、いじめの「早期発見」に努める。また、いじめを認知した場合には「迅速に対応」するため、個別案件対応班を設ける。また、関係児童だけでなく、周りの児童、保護者、地域、関係諸機関と連携しながらいじめ防止等に取り組む。

## いじめの理解（定義）

『児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』と定義。苦痛を受けた期間の長さや苦痛の軽重、さらにその理由にも左右されない。

## いじめに対する共通認識

- ①いじめは学校として、最重要課題の一つであると捉える。
- ②いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さない。
- ③いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る。
- ④きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- ⑤教職員の言動がいじめに対して大きな影響力を持っている。
- ⑥一場面での指導で解決したと即断しない。継続的な注意深い観察（見守り）と折に触れた指導（全体）が必要である。

## いじめ問題対策チーム

- 《役割》
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく、具体的な計画の作成、実行、検証
  - ・いじめの相談・通報の窓口
  - ・いじめに係る情報の収集、記録、共有
  - ・認知されたいじめの解決に向けて、効果的な方策を検討、実行、評価、点検 ⇒ **個別案件対応班**
- 《構成》
- 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、当該学級担任、養護教諭、特別支援教育C、教育相談担当C、  
※必要に応じて、S C、人権教育担当、いじめ対応アドバイザー等が加わる場合もある。

## 未然防止の取組（発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導・課題未然防止教育）

## 早期発見の取組（課題予防的生徒指導・課題早期発見対応）

## 【学校・教職員】

- ①学級経営の充実（安全・安心な風土の醸成、共感的人間関係の育成）
  - ☆心の居場所となる学級づくり（自己存在感の感受、帰属意識を高める）
- ②学習指導の充実（自己選択・自己決定の場の提供）
  - ☆誰にも見通しがもてて、「分かる授業」の実施
- ③特別活動、道徳教育、人権教育の充実
  - ☆望ましい人間関係づくり、規範意識の育成、自他を尊重する態度の育成、居場所づくり・絆づくり
- ④自己有用感や自己肯定感を育む取組
- ⑤情報モラル教育の充実

## 【児童】

- ①友人関係・集団づくり・社会性の育成に努める
- ②日頃から、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちのできることを主体的に推進する
- ③代表委員会による「いじめ防止集会」

## 【家庭・保護者】

- ①「いじめ防止対策推進法」第9条第1項を理解し実践する〔加害者にしないために、規範意識を養う〕
- ②日頃から子どもが悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める
- ③大人の暴力行為がいじめにつながることを理解する

## 【学校・教職員】

- ①小さなサイン（ささいな変化）を見逃さない
  - ☆日常の観察、生活ノート、保健室・保護者情報
  - ☆学校で分かる「いじめ発見ポイント」の利用
- ②定期的な心の健康観察、アンケート調査の実施
- ③教育相談の充実、体制の整備
  - ☆児童生徒から気軽に相談されるための工夫
- ④気づいた情報を確実に共有する
  - ☆職員会議の「児童理解の会」（報告・連絡・相談）

## 【児童】

- ①いじめが行われている思ったときには、解消に向けて取り組んだり、周囲の仲間に相談したりする
- ②自分たちで解決が不可能な場合は、先生や関係する大人等に勇気をもって知らせる

## 【家庭・保護者】

- ①自分の子どもとともに、他の子どもにも目を向ける
- ②家庭で分かる「いじめ発見ポイント」を参考にする
- ③「いじめ防止対策推進法」第23条第1項を理解し実践する〔いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する〕

## いじめへの迅速な対応 (課題予防的生徒指導課題早期発見対応) • 継続的な支援 (困難課題対応的生徒指導)

### (1) いじめが確認された場合の対応

#### 【学校・教職員】

##### ①いじめに気づく (訴えの受信)

- ☆本人の訴え、他の児童生徒からの報告、他の教員の発見、保護者からの相談、各種相談機関や外部からの連絡 等
- ☆事実の有無や内容の真偽について、当該児童生徒や関係児童生徒への口頭確認 (担任等)

##### ☆管理職、生徒指導主事への報告

##### ☆急を要する場合の被害者救済

##### ②「いじめ問題対策チーム」の対応

##### ☆事案、状況に応じて迅速・柔軟に開催する

##### ☆「個別案件対応班」の編成と指示・助言

##### ☆初期対応の確認…具体的な役割分担と段取り

##### ☆被害者、加害者、周囲児童生徒からの事情聴取

##### ☆情報の収集と整理

##### ☆正確な事実確認 (レベル) をもとに、方針を決定

##### ③いじめの関係者への対処

##### ☆被害児童生徒への支援(必ず守り通す・今後明示)

##### ☆加害児童生徒への指導(自らの行為の責任を自覚)

##### ☆周りの児童生徒への対応(自分の問題と捉える)

##### ④保護者との連携

##### ☆いじめを受けた児童生徒の保護者への連絡と連携

##### ☆いじめを行った児童生徒の保護者への連絡と連携

##### ⑤七尾市教育委員会、関係諸機関との連携

##### ☆七尾市教育委員会からの指導・助言を仰ぐ

##### ☆学校内で解決できない場合は教育委員会や関係機関と連携する

##### ⑥児童生徒、保護者、地域への情報提供

##### ☆いじめの関係者 (被害者・加害者・保護者) の了解を得た上で、今後の未然防止を意図した情報提供を行う

##### ⑦いじめの「解消」について

##### ☆少なくとも3ヶ月を目安に、いじめに係る行為がやんでいること

##### ☆被害児童生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないこと

#### 【児童】

##### ①いじめを助長する観衆 (周りではやし立てる) ・傍観者 (見て見ぬふりをする) にならない

##### ②自分の問題として捉え、何ができるかを考える

##### ③協力できることは積極的におこなう

#### 【家庭・保護者】

##### ①「いじめ防止対策推進法」第9条第1～3項を理解し実践する [毅然として加害者にしない・子どもの様子に十分注意し、我が子を被害から守る・いじめ防止等のための学校や関係機関の措置に協力する]

### (2) 重大事態への対応

#### ①重大事態とは (「いじめ防止対策推進法」第28条第1項)

##### ☆いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき [1号]

##### ☆いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき [2号]

#### ②重大事態への対応

##### ☆学校はすぐに七尾市教育委員会 (以下、市教委) に報告し、市教委は市長に報告する。

##### ☆市教委は、調査主体及び調査組織について判断する。

##### 学校が調査主体の場合は調査組織が「いじめ対策委員会」 (ただし適切な専門家や市教委による人的支援含む) となり、市教委が調査主体の場合は調査組織が「いじめ防止専門委員会」となる。

##### ☆調査組織で事実関係を明らかにする調査を実施する。

##### ☆調査結果は、いじめを受けた児童生徒や保護者に説明する。

##### ☆調査結果を踏まえた必要な措置を行う。(プライバシーに十分配慮する。)

### (3) その他の留意事項

#### ①警察への相談・通報について

##### いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う

#### ②インターネット上のいじめ

##### いじめの特徴、情報モラル教育による未然防止、ネットパトロールによる早期発見、一旦保存した上で削除

#### ③組織的な指導体制

##### いじめ問題に対して、学級担任など特定の教職員による抱え込みや一部の教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応

#### ④校内研修の充実

##### 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に3回以上のいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修

#### ⑤取組の検証

##### 学校評価において目標の達成状況を評価する場合、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず (蓋をせず) 、いじめの実態把握と適切な対応が促されるための評価結果でなければならない

#### ⑥家庭や地域、関係機関、児童生徒との連携について

##### 学校 (児童会・生徒会含む) 、PTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ問題の重要性の認識を広め、それぞれと連携した対策を推進、また、主な相談窓口の提示も広く行う